

図画工作科・美術科における

「教科の学習指導力形成」の現状と課題

吉田 貴富

1. 授業科目の設定と系統性

シラバスに記してあるとおり、「美術科教育学Ⅰ～Ⅳ」は「教科教育法図画工作」を基礎としてその上に構築してある。「教科教育法図画工作」の内容は、美術教育の基礎的な内容で構成されているのである。

2年生後期：「教科教育法図画工作」

3年生前期：「美術科教育学Ⅰ」「美術科教育学Ⅱ」

3年生後期：「美術科教育学Ⅲ」「美術科教育学Ⅳ」

「教科教育法図画工作」のシラバスには次のように記してある。

本授業は性格上、以下の2側面を持つ。

(1) 美術科教育学の基礎。就学全教育・初等教育・中等教育を通しての普通教育における美術教育の基礎的必須事項の習得。「美術科教育学Ⅰ～Ⅳ」の基礎。

(2) 初等教育段階での美術教育の意義・歴史・目的・内容・方法・対象・制度等の理解。小学校免許取得のための教職専門科目。

「美術科教育学Ⅰ～Ⅳ」を独立して構想すれば、もっと早い時期に、たとえば2年生前期あるいは2年生後期から組みこむことも可能であるが、そうすると「教科教育法図画工作」とほぼ同じ内容を「美術科教育学Ⅰ～Ⅳ」において扱わなければならないと、重複し時間の無駄が生じ、早い時期から「美術科教育学Ⅰ～Ⅳ」を組み込むことの意味がなくなってしまう。

中学校免許を基礎免許とする学生にとっては「教科教育法図画工作」は卒業要件ではないので、中学校免許を基礎免許とする学生には、いわば教育的指導によって「教科教育法図画工作」を履修させている。なお、「教科教育法図画工作」は、履修者数と教室収容人数の兼ね合いによって毎年約170名を2クラスに分けて木曜日の2コマ目と4コマ目に同じ内容の授業を開講しており、そのいずれかを受講すればよいため、中学校免許を基礎免許とする学生にとって履修に無理はない。

2. 「教科教育法図画工作」

上記の理由や経緯により、本稿の主題である「美術科教育学Ⅰ～Ⅳ」について述べる前に「教科教育法図画工作」について述べておく必要がある。

「教科教育法図画工作」の授業については、これまでに学会等で発表してきた¹⁾。授業者（筆者）の問題意識を反映し、試行錯誤を繰り返し、改善を加えてきた。その結果、近年では、ほぼ内容は定まってきた（もちろん改善は怠っていない）。以下に内容の概要を記す。シラバスに記してある内容については簡単にまとめ、本稿の主題に関連する部分については詳述する。

①教職の専門性

「教員採用は、人物重視であるべきか？それとも専門性重視であるべきか？」と投げかけ、考えさせる。毎年約9割の受講生が「人物重視であるべき」と答える。人物重視、専門性重視、各々の意見・理由を書かせて発表させ、授業者も交じってディスカッションを行う。大村はまと佐藤学の説を

配付し、読んでまとめることを宿題とする。受講生の「人物重視」の考えは堅固である。その後、さらに丁寧に様々な観点から「専門性重視であるべき」、少なくとも「教職を志す者が『専門性重視であるべき』と考えない限り、教師の専門性の向上と授業実践力の向上、ひいては教師の地位の向上はあり得ない」ことに気付かせるを試みる。

この、一見、図画工作科教育や美術科教育に直接的には関係のないように見える内容が、実は大いに関係があり必須であると考えて授業の導入期に組みこんでいるのである。学生にとって図画工作科は10年以上昔の思い出でしかなく、美術科は週に1時間しかなかった教科であり、芸術科美術・芸術科工芸は選択教科であり、高校によっては開設すらされていない科目なのである。図画工作科や美術科は、いわゆる受検教科から外れているため教科としての重要度の認識も低い。このような教科についての「教育法」など、多くの受講生にとっては「どうでもよい授業科目」なのである。教師になるためには教職の専門性を高めることが必須であることを理解させた上で、「この教科教育法図画工作は、その専門性のほんの一部であること」に気付かせてから授業の本題に入っていくのである。

なお、上記のような問題意識とねらいの下に取り入れた内容であったが、この授業を毎年繰り返すうちに、教職を志す学生が、図画工作科そのものや教科教育法図画工作を軽視していることよりも、教職の専門性全般を軽視していることの方がはるかに深刻な実態であると感じるようになった。

②美術教育の目的：「美術の教育」≧「美術による教育」

③美術教育の対象：児童画の特徴と描画能力の発達段階

④美術教育の内容

⑤美術教育の方法

⑥美術教育の歴史

⑦民間美術教育運動と学習指導要領：

美術教育の主義・立場、カリキュラムの重心：社会中心・児童中心・教科中心

⑧鑑賞指導能力向上のための5 Steps

図画工作科の教科専門科目は「初等科図画工作」である。「初等科図画工作」は、受講生を2班に分けて、美術教育講座の教員6名で担当している。筆者は、その中で一つの班の6回分を毎年担当し、造形遊びと平面造形の基礎的な内容を扱っている。

筆者の問題意識の一つに、「教科の指導法の授業の中に、教科の内容論すなわち教科専門科目的な内容が積極的に盛り込まれるべき」というものがある²⁾。

上記の内容のうち、③描画の発達段階においては、ヘッケルの反復説「個体発生は系統発生を繰り返す」にヒントを得たジェームズ・サリーの説、即ち「ヒトの個体の描画能力の発達と人類の美術の歴史が似ている」を基にして編集されたビデオを視聴させた後、本当に「ヒトの個体の描画能力の発達と人類の美術の歴史が似ている」かどうかを考えさせ、解説する。この際に、ラスコーやアルタミラの古代洞窟画から20世紀美術までを概観することになる。また、ローウェンフェルドのVisual Type（視覚型）とHaptic Type（触覚型、非視覚型）についての理解をはかるために、「写実性」をキーワードとし、美術史上の画家・絵画作品から写実的なものと非写実的なものの例を豊富に掲げて解説する。⑤美術教育の方法においては、教育技術のマニュアル化・法則化の問題を取り上げ、法則化図画工作の本質的な問題点は、個性がなくなり画一化することではなく（それは一斉画一授業においては程度の差こそあれ避けられないことである）、教師が指定・限定する描き方が人類の文化の中に存在し子どもたちに体験させるだけの価値があるかどうか、また、出来あがった作品のグロテスクさを問題にしなければならないと結論付ける。⑥美術教育史においては、チゼックが子どもたちの表現を「発見」できた背景に、チゼックがクリムトたちウィーン分離派と交流し価値観を共有していた点、大正自由画教育の提唱者であった山本鼎が自由画教育に求めたことは、彼の自然主義的な芸術観を背景とした芸術主義的な教育であった点を指摘し、両者ともに単なる児童中心主義ではなく、両者の美術教育観は美術教育者の芸術的素養と芸術観に拠っている点を押さえている。⑧鑑賞指導能力向上のための5 Stepsにおいては、Step 1～3の中で学生自身が美術史上に残る絵画作品から1点を選定し、その作品について調査し理解を深め、それを解説し、発問を練るトレーニングを行い、最終的に対話型鑑賞のファシリテーターを務めることができるように準備をする段階まで引き上げる。

このように、ほとんどの授業内容を通じて美術の内容論との関連を示唆しながら教育論の理解を深め、「図

画工作を指導するためには『子ども理解』とともに『美術理解』が不可欠であること」を理解させるのである。

3. 「美術科教育学Ⅰ」「美術科教育学Ⅱ」

近年、この2科目は統一的に扱っている。「美術科教育学Ⅰ～Ⅳ」が3年生前期から始まることは、カリキュラムにおいて開始が遅いようにも見えるかもしれないが、前述のとおり「教科教育法図画工作」の位置づけとそれとの系統性の都合上、3年生前期からの開始には積極的な理由があると言える。

「美術科教育学Ⅰ～Ⅳ」を3年生前期から開始することにした理由がもうひとつある。それは、教科専門科目の履修との兼ね合いである。山口大学教育学部の現行カリキュラムは、1年次には共通教育に重心が置かれ、学部専門科目の履修単位数は少ない。学部専門科目の中でさらに教科専門科目の履修単位数となると、前後期ともに4単位（2科目）である。

若桑みどりは、「教育学部美術においては、美大・芸大とは対照的に、豊かな美術の世界をあまり学ばない（教えない）で、教育技術ばかりを学んで（教えて）いる」という趣旨のエッセイを残している³⁾。これはステレオタイプであり偏見であり事実誤認であるのだが、そもそも「内容論を知らないままに、指導法を身につける」ということがあり得るのか。他教科、他分野ではどうだろうか。音楽では、スポーツでは、科学では。いずれも不可能である。「知らないことは教えられない」という、教育学以前の当たり前の原則に立ち返らざるを得ない。

ひとつ上の世代と比較した時に、中学校美術科の授業時間数が半減し、小学校図画工作科の授業時間数も減ったカリキュラムをくぐってきた今の大学生にとっては、大学入学時の美術教育の内容論のレディネスが低いと言わざるを得ない。学んだ内容のばらつきは大きくなっている。

このような事情を勘案し、学生の教科内容への理解がある程度深まるまで「美術科教育学Ⅰ～Ⅳ」の開始を待っているのが山口大学教育学部の現行カリキュラムである。

「美術科教育学Ⅰ」と「美術科教育学Ⅱ」を一体的に扱うことは、教育実習との関係においても有効である。教科教育コースの前期基本実習が3年生の6月、後期基本実習が夏休み明け直後の10月である。3年生前期に、いわば集中的に「美術科教育学Ⅰ」「美術科教育学Ⅱ」を扱えるのである。

「美術科教育学Ⅰ」「美術科教育学Ⅱ」の前半、すなわち前期教育実習の前には、「教科教育法図画工作」の⑧鑑賞指導能力向上のための5 StepsのうちStep1～4を主に実践している。「教科教育法図画工作」の中で学生の代表（有志）が各クラスともStep1～3で2名ずつ模擬授業的な実演を体験するのだが、美術教育選修以外の受講生を優先して、美術教育選修の学生にはあらかじめ「遠慮するように」と頼んである。その分、3年生前期にこの授業において全員が体験するのである。Step1 解説型、Step2 発問型、Step3 対話型、いずれも「教科教育法図画工作」において学習も準備も済ませているので、模擬授業の部分だけを丁寧によればよい。

この一連の鑑賞指導能力向上のための活動において、美術教育選修の学生に限らず、作品選定が西洋美術に偏重する傾向にあるため、「美術科教育学Ⅰ」「美術科教育学Ⅱ」でのStep3対話型においては、「日本美術に限る」などの条件を設定して教材としての作品を再選定させて模擬授業を行わせている。ただし、負担軽減のため、再選定した作品については「教科教育法図画工作」ほど厳密な調査レポートや発問は課さない。

Step4 自由型を2010年度から取り入れている。実際の鑑賞の授業の多くは、作品（教材）やねらいや児童生徒の実態に応じて、解説型・発問型・対話型を、ウェイトの置き方を変えて自由に組み合わせで構想される。つまり、より実践的な授業形態として自由型を構想・実践（模擬授業）させるのである。

Step1～4は、美術教育だけでなく、他の教科教育を含め、教育活動のほとんどに共通しており、適用可能な教育技術である。

この一連の鑑賞指導能力向上のための活動を組み込んで以降、実習校から「鑑賞の授業について学部でよく学んでいる」という評価をいただくようになった。

前期実習終了後は、実習の事後指導を兼ねて「実習報告会」を行っている。前期実習は2週間である上に、初めての教育実習であるため、実地に担当する授業の数は比較的少ない。したがって、実地に担当した授業のすべてについて報告させる。プレゼンテーションの形式等については「わかりやすく、効果的に」という条件の下、ほぼ自由である。ほとんどの学生が、Power Pointを使用し、実際に作成し使用した指導案や教

材・教具の実物を用いたり、授業風景の写真や児童生徒が作成したものを提示したりして、わかりやすく効果的なプレゼンテーションをする。

「教科教育法図画工作」から「美術科教育学Ⅰ～Ⅳ」において、筆者は一貫して「児童生徒に相互評価をさせるべきでない」と学生に投げかけている。児童生徒は、相互に助け合う（聴き合う、尋ね合う、支援し合う）関係にはあるが、相互に評価し合う関係にはないし、してはならないからである。この単純明快なことが学生にも現場の教員にも意外に理解してもらえないのであるが、筆者は、この実習報告会を含めた「美術科教育学Ⅰ～Ⅳ」において、自分の主張が間違っていなかったことを実感している。かつては、模擬授業やプレゼンテーションの後に、質疑応答に続いて、「では、今の模擬授業（発表）について『良かった点』と『もう一度やるとしたら改善できる点』をどうぞ」と相互評価をやらせていた。学生は、実習中の互いの授業参観の後に、コメント・カードや反省会において同様の相互評価を体験しているので、実習報告会において同様のことを行うことに大きな抵抗はないようだ。が、実際には、相互評価は心地よいものではないようだ。筆者は相互評価を指導しながら「何かしっくりしない感じ」を以前から抱いていた。児童生徒も大学生も、教師から「やりなさい」と言われたことはやる。しかし、それについて納得しているか、本当にやりたいか、やってよかったと思っているか、と問えば、必ずしもそうではない。筆者は、数年前から、実習報告会をはじめ「美術科教育学Ⅰ～Ⅳ」の授業の中で学生同士の相互評価を一切やめてしまった。結果はどうなったか。一言で言えば「雰囲気は良くなった」のである。明るく、前向きな雰囲気になった。学生は、知りたいことは質問し、それに答えるが、学生同士のやりとりはそこまで。質疑応答のみである。相互評価はさせない。「良いところなら言わせてもよいのではないか」という考え方がある。そのような考え方や意見に対しては、「ほめるは、けなすの裏返し」と筆者は答えることにしている。ほんの少し想像力を働かせればわかることである。複数の発表者がいる場合に、ある発表者に対しては良い点を指摘する意見が多く出され、別の発表者に対してはあまり出されなかったなら、後者に対して悪い評価を下したのと同じ結果になる。本来励まし合い助け合う関係にあるべき学生同士に、そのような活動をさせてはならない。これは、教員同士についてもそのまま当てはまることである。教師は相互評価についてもっと深く考える必要がある。

模擬授業にも、報告される実地の授業にも、巧拙や良い点と悪い点がある。誰かがそれを指摘しなければ、報告会の意義が半減するのではないか、という懸念もあるだろう。それは、筆者即ち授業担当者、大学教員が行うのである。教員は学生とは立場が異なり、スーパーバイザー的な立場にあるから問題ないのである。

前期基本実習の報告会のあとは、シラバスに示しているような理念的・理論的な補足を入れながら、同時進行で鑑賞指導能力向上のための5 Stepsの最終段階である「Step5表現（制作）との組み合わせ型」を構想させる。実際の図画工作科や美術科の授業は表現（制作）を中心に進められる。いわゆる独立した鑑賞の授業はなかなか設定できないのが実態である。しかし、鑑賞の活動をもっと取り入れなければならない。そこで、表現（制作）に関連した鑑賞活動をより積極的に組み込むという方策が現実的である。これを学生時代に体験させておくことが、従来の「作らせっぱなしの授業」「作るだけの授業」に甘んじない教員を養成することになる。

条件としては、「中学校の教科書・副読本、大学のテキストに掲載されている内容から選んで具体化すること」と、「試作品あるいは参考作品を必ず作ること」を課している。

実際には、実習報告会と夏休みとに挟まれた期間が短いため、十分な時間が取れないことと、目の前に児童生徒がいないため、学生が授業の具体像を描きにくいことにより、授業構想が十分にできているとは言い難いのだが、この課題を経験させるようになってから、後期実習について、実習生からも実習校の先生からも「実習がやりやすかった」という感想が出されている。

4. 「美術科教育学Ⅲ」「美術科教育学Ⅳ」

この2科目も一体的に取り扱っている。

後期基本実習の事後指導を兼ねた実習報告会から始まる。後期実習は3週間と長いだけでなく、学生にとっての主たる免許種の実習であるため、実習報告会もより丁寧に時間をかけて行っている。丁寧に時間をかけてやらざるを得ない実態もある。4年前期の公立学校委託実習や卒業後の非常勤講師などでの教育実践を考えると、この時点で実習とこれまでの大学での学習を十分に振り返らせておく必要がある。残念ながら、

実習校の指導が十分でない場合もある。もちろん筆者を含め、学部側の指導不足も反省させられる。

実習の反省は、再び理念的・理論的な内容へとフィードバックし、発展的な内容へとつながる。

同時に、実習の反省の中で「美術の内容論・教科専門科目の勉強不足」が浮上する。教員採用試験において問われる知識・素養でもある。そこで、この授業の中でできることとして、近年以下のような内容を盛り込んだ。

2010年度からは、教材研究として、「コラージュによる点描画」を課している。デッサンの基本、点描画の基本、イメージの合成、エルンストなどの参考作品、資料収集、下絵作りなどを丁寧に指導した結果、最終的にイラストレーション・ボードに描き出された点描作品は、どの受講生も充実した画面となった。作品提出と合わせて、「コラージュによる点描画」を中学生に指導すると仮定して、留意すべき点、講じるべき手だて等を箇条書きにして提出させた。実作経験が生きた具体的な内容のレポートであった。

2010年度から、佐々木豊『プロ美術家になる！泥棒美術学校《実践編》』（芸術新聞社、2008年）をテキストとし、掲載されている作家のビデオを視聴し、本文中に登場するアーティストすべてをインターネットで検索し、各々の代表作1点をPower Pointのスライド1枚に貼りつけて、CD-Rにデータを保存して提出させた。この課題は、著名な作家と作風を知る機会を与え、美術を専攻する学生と美術教師には欠かせない自由制作への刺激を与えることをねらいとしている。

2011年度は、美術の基礎的な知識を習得させるために、『ちょっと知りたい美術の常識』（美術出版社、2005年）をテキストとして、指定した範囲に関する小テストを授業の最初に実施している。テキストがクイズ形式になっており、毎回設問10問ずつを範囲としている。

5. 課題

「教科教育法図画工作」の内容がほぼ固まってきたのとは対照的に、「美術科教育学Ⅰ～Ⅳ」の内容は流動的な部分が多い。近年は、教材研究的な内容と美術の内容論的な内容に時間を多く割いてきた。その分、圧迫されてきた内容もある。内容の精選とバランスの模索が今後の課題である。

美術が身につけていない者に美術は教えられない。もちろん教科専門の授業といわゆる指導法の授業とはフィードバックの関係にある。しかし、やはり美術の素養がある程度身に付かなければ、指導法の学習は成立しない。公立校や附属学校の授業を参観しても、教員の美術の素養の不足を感じるものがしばしばある。この問題は結局、カリキュラムの問題に収斂する。現行の山口大学教育学部のカリキュラムは、学部専門科目の履修が遅すぎる。次期改組あるいはカリキュラム改編の際には、教科専門科目を含めた学部専門科目の前倒しを是非とも行いたい。1年次から学べる内容、学ぶべき内容は現行カリキュラム以上に存在する。それと合わせて教科に関する指導法のスコープとシーケンスも検討したい。

注

1) 吉田貴富「教科教育法の授業のあり方に関する考察(1) — 初等教員養成の場合 —」、山口大学教育学部附属教育実践研究指導センター研究紀要第8号、1997年、pp. 67～80

吉田貴富「初等教育教員養成における教科教育法の授業に関する実践的考察 — 導入授業：「図工・美術は教師が苦手でも教えられるか？」をめぐって —」、美術科教育学会誌「美術教育学」第19号、1998年、pp. 373～388

2) 吉田貴富「初等教育教員養成における教科教育法の授業に関する実践的考察(2) — 美術史的内容論と絡めた授業内容の 試み —」、美術科教育学会誌「美術教育学」第20号、1999年、pp. 409～421

3) 若桑みどり「美術教育への告発」『岩波講座 現代の教育 第0巻 教育への告発』、1998年、pp. 180～188

同エッセイには、賛同できる重要な記述も少なくない。同時に看過し難い記述もあるため、吉田貴富は「若桑論文『美術教育への告発』に関する一考察」、美術科教育学会「美術教育学」第21号、2000年、pp. 301～312、において是々非々の検討を試みた。